

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、
地域の人のために、未来につなぐ相続登記をしませんか

地域の活性化

相続登記をしないと

- ・再開発が進まない
- ・空き家の管理・利活用ができない
- ・不動産取引がおそくなる



未来につなぐ

相続登記をしないと

- ・2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- ・「争続」問題になってしまう

重要

安全・安心なくらし

相続登記をしないと

- ・公共事業が進まない
- ・防災・減災の取組ができない
- ・災害復旧に大きな労力・時間がかかる



産業の推進

相続登記をしないと

- ・農地の集約化ができない
- ・農地・山林が放置されてしまう



相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します！



すぐに相続登記をするメリット

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。



相続登記をしないで放っておいた場合のデメリット

相続が2回以上発生してしまうと



- ・誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- ・相続登記の手続費用や手数料が高額になる

相続の手続に時間がかかると



- ・相続した不動産をすぐに売ることができない
- ・ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- ・適正な管理が困難になる

不動産の管理が困難になると



- ・不動産が適正に管理されなくなると、様々な社会問題が発生

法務局は、所有者の所在の把握が難しい土地や建物を増加させないための取組(相続登記促進)を行っています。

相続に関する登記についてのご相談は、ホームページへ(アクセスは、QRコードをご利用ください。)

岡山県司法書士会

Tel086-226-0470

岡山司法書士 検索



岡山地方法務局

岡山法務 検索



岡山県土地家屋調査士会

Tel086-222-4606

岡山調査士 検索





未来につなぐ

相続登記

次の世代へのつとめです

日本司法書士会連合会

法務省

日本土地家屋調査士会連合会

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

法務局がすること

相続人又は相続人から依頼を受けた土地家屋調査士がすること

表示登記(不動産の物理的な状態の記録)関係:土地家屋調査士

土地家屋調査士は、必要に応じて、相続の登記の前提となる表示の登記を申請します。
例えば、相続した建物が未登記の場合や土地を2つに分けて相続する場合などに、現地における建物の調査、境界の調査、測量・図面作成、書類作成、登記申請等を専門に行うのが土地家屋調査士です。

権利登記(不動産の権利関係の記録)関係:司法書士

未登記建物・分筆登記

相続登記

土地や建物の名義を確認

戸籍等をたどって法定相続人を確認

現況調査

境界確認

測量

図面・書類作成

登記申請

受付・登記等

完了証受領

証明書請求

適式の遺言がない場合は、誰がどの遺産を相続するかなど相続人が決めて書類を作成

登記に必要な書類を集める

登記申請書を作り添付書類を整える

登録免許税を納める

登記申請書を管轄の法務局に提出する

登記申請書の受付

書類を審査して必要に応じて補正を促す
(補正できない場合は取下げ又は却下決定)

登記官が登記を実行する

登記識別情報通知書等を作成する

登記完了証・登記識別情報通知書を受領する

必要に応じて登記事項証明書を取得する

かんたん証明書請求

検索

登記情報提供サービス

検索

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合があります。

岡山地方方法務局 平成28年7月作成



相続登記は「司法書士」 未登記建物は「土地家屋調査士」

に依頼することができます。

司法書士と土地家屋調査士は登記申請のプロフェッショナル。相続人の依頼に基づき、確実に調査をして、正確な書類を作成し、適式・スピーディに「登記申請」を行います。

相続登記は司法書士。気軽に相談。
お近くの司法書士へ！

司法書士へ依頼するメリット

司法書士に依頼すると、誰と誰が相続人かははっきりしますので、手続きがスムーズに進みます。

スピーディに相続の証明書等を集めたり、相続関係説明図や遺産分割協議書を作ってもらえます。必要に応じて、成年後見に関する申立書や、不在者財産管理人選任申立書、遺産分割調停の申立書など、裁判所に提出する書類も作成してくれます。

登記の申請から完了証等の受領まで、安心して任せることができます。

未登記建物ゼロ宣言！

建物を新築したり、未登記の建物を取得した人には、その建物の登記をする義務があります。増改築による床面積等の変更も登記が必要です。

相続した土地の隣地との境界確認や未登記建物の調査・測量・図面作成・登記申請は、**土地家屋調査士へ相談**してください。

岡山県司法書士会

086-226-0470(代表)

岡山県司法書士会ホームページ

<http://www.okayama-shiho.com>

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

<http://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2014/03/accessbook02.pdf>

司法書士総合相談センター
(受付時間：平日17時から19時)

岡山

086-224-2334

津山

090-9730-2333

倉敷

086-435-3533

土地境界・未登記建物のお問合せ

岡山県土地家屋調査士会

086-222-4606(代表)

岡山県土地家屋調査士会ホームページ

<http://www.okayama-chousashikai.or.jp>

土地境界のトラブルは

境界問題相談センター 相談予約
(受付時間：平日10時から15時)

086-224-8633

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

岡山地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama>